

第 6 9 回 奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会 会議録			
開催日時	令和 7 年 3 月 2 4 日（月） 午後 6 時 0 0 分から午後 7 時 3 0 分まで		
開催場所	奈良市役所 中央棟 6 階 正庁		
出席者	委 員	中川幾郎 委員長、田中啓義 副委員長、安田美紗子 副委員長、大窪健之 委員、岡田浩徳 委員、作間泉 委員、清水順子 委員、野口隆身 委員、元島満義 委員、森田一成 委員、山口裕司 委員、吉田隆一 委員【計 1 2 人出席】	
	事務局	仲川市長、山口環境部長、上田環境部理事、鈴木環境部次長、平野クリーンセンター建設推進課課長補佐 他	
開催形態	公開（傍聴人 1 3 人）	担 当 課	環境部クリーンセンター建設推進課
内 容	1 追加の検討条件の確認について 2 追加検討箇所の確認について 3 候補地の比較評価基準（案）について 4 その他		
決定又は 取り纏め 事項	1 ⑤－5（山町・柴屋町）、⑥－1（川上町・中ノ川町・長尾町）、⑥－2（中ノ川町・東鳴川町）を追加検討箇所とする。 2 候補地の比較評価基準（案）について、以下のとおりとする。 ・住宅の近接状況について、過去の策定委員会における候補地の比較評価基準の考え方を踏襲する。 ・道路交通への影響について、令和 3 年度一般交通量調査結果等の最新のデータを反映した、各候補地の混雑度及び将来の増加率について、それぞれの最大値と最小値から算定した評価基準値に更新する。 ・施設配置の制約について、過去の策定委員会における候補地の比較評価基準の考え方を踏襲する。 ・市民持込の利便性について、焼却処理量や人口、車両維持管理費、燃料費、小学校通学区域等について令和 4 年度のデータを反映し、算定した候補地の収集運搬コスト比率の最大値と最小値を基に評価基準値を更新する。 ・用途指定の状況について、過去の策定委員会における候補地の比較評価基		

	準の考え方を踏襲する。 ・土地利用の現況について、過去の策定委員会における候補地の比較評価基準の考え方を踏襲する。 ・維持管理、収集運搬にかかる費用について、過去の策定委員会における計算方法を用い、焼却処理量や人口、車両維持管理費、燃料費、小学校通学区等について令和４年度のデータに基づき、費用を更新し、各候補地の最大値と最小値から算定した基準値に更新する。 ・施設整備にかかる費用について、過去の策定委員会と同様の項目に加えて、災害対策にかかる費用を加味した施設整備にかかる費用を算出し、各候補地の最大値と最小値から算定した基準値を仮に設定する。 ・廃棄物処分場があることによる影響について、過去の策定委員会における候補地の比較評価基準の考え方を踏襲する。 ・土地の所有者数について、最新の登記簿より１０haあたりの所有者数を反映し、各候補地の最大値と最小値から算定した基準値に更新する。 ・災害リスクについて、災害リスクに応じて、減点する点数を変更する。アクセス道路の代替ルートがない場合は、アクセス道路の災害リスクも含めて評価し、候補地の敷地内とアクセス道路ともに、同じ災害リスクがある場合はダブルカウントしない。 ・その他住民からの意見及び請願で指摘された事項について、重点眺望景観の眺望景観保全区域の該当数に応じて減点する。また、重点眺望景観の眺望景観保全区域の構成図上、明らかに大和郡山市の清掃センターがかかる場合にさらに減点するが、どの程度減点するかは次回以降に議論する。 ・各候補地の採点について、事務局が行う。
議事の概要及び議題又は案件に対する主な意見等	
【１ 追加の検討条件の確認について】 ・事務局より、追加の検討条件の確認について説明。 確認事項 過去の策定委員会で挙げた候補地のうち、第６７回策定委員会の選定条件を満たし、かつ選定条件の中で収集運搬コストの現施設比の分布をみて、１．３未満となる⑤－５（山町・柴屋町）、⑥－１（川上町・中ノ川町・長尾町）、⑥－２（中	

ノ川町・東鳴川町)を追加検討箇所とするか。

※ ⑥－１などの番号は、過去の策定委員会における候補地検討時の候補地番号

- ・委員より、過去の策定委員会において最終候補地として選定された⑥－２は、地域からの反対等によって、建設を断念した箇所である。そのことを踏まえると⑥－２を候補地に含めないほうがよい。

⇒委員より、⑥－２を断念した当時とは状況が違いため、新たな候補地として入れることに賛成である。

- ・委員より、収集運搬コスト比が現工場比で１．２倍以上のエリアを除外するという条件を０．１～０．３倍程度上回るだけで、過去の策定委員会において評価の高かった箇所を外すことはおかしい。⑤－５、⑥－１、⑥－２を追加検討箇所とすることに賛成である。

- ・委員より、収集運搬コスト比について、１．２倍以上を除外するとせず、幅を持たせてよいと考える。

- ・委員より、収集運搬コスト比について、１．２３倍と１．３１倍だと一定の開きがあるため、追加検討箇所とするのは⑤－５、⑥－１、⑥－２のみでよいと考える。

《上記３箇所を候補地として追加するか採決》

⇒賛成１０：反対１（委員長含まず）となり、賛成多数で可決。

⇒委員長より、⑤－５、⑥－１、⑥－２の３箇所を追加検討箇所とする。

【２ 追加検討箇所の確認について】

- ・事務局より、追加検討箇所の確認について説明。

⇒委員より、意見なし。

【３ 候補地の比較評価基準（案）について】

- ・事務局より、候補地の比較評価基準（案）について説明。

『評価の指標（小項目）：道路交通への影響』

確認事項 過去の策定委員会における計算の考え方は変更せず、一般交通量調査結果の値を平成１７年度版から令和３年度版の最新データに更新すること、及び７点から１点までの配点について、新たに算出した値の最大値と最小値から算出し直すこととしてよい。

- ・委員より、道路交通における住民の懸念事項は、クリーンセンターにごみが搬入される時間帯に道路が混雑することではないか。昼間 1 2 時間交通量ではなく、時間帯別の交通量のデータを用いることは可能か。

⇒事務局より、国土交通省が公表する一般交通量調査結果において、時間帯別の統計データはないが、混雑度という指標の中でピーク時間での交通混雑について、一定程度考慮されていると考える。

⇒委員長より、道路交通への影響は事務局の確認事項のとおりに進めるとする。

『評価の指標（小項目）：市民持込の利便性』

確認事項 収集運搬コストの相対比率の計算にあたり、過去の策定委員会における計算方法は変更せず、焼却処理量や小学校区ごとの人口、車両維持管理費、燃料費、小学校通学区域設定等について令和 4 年度のデータを反映し、5 点から 3 点までの配点について、新たに算出した値の最大値と最小値から算出し直すものとしてよい。

- ・複数委員より、異議なし。

⇒委員長より、市民持込の利便性は事務局の確認事項のとおりに進めるとする。

『評価の指標（小項目）：維持管理、収集運搬にかかる費用』

確認事項 収集運搬コストの相対比率の計算にあたり、過去の策定委員会における計算方法は変更せず、焼却処理量や小学校区ごとの人口、車両維持管理費、燃料費、小学校通学区域設定等について令和 4 年度のデータを反映し、7 点から 1 点までの配点について、新たに算出した値の最大値と最小値から算出し直すものとしてよい。

- ・複数委員より、異議なし。

⇒委員長より、維持管理、収集運搬にかかる費用は事務局の確認事項のとおりに進めるとする。

『評価の指標（小項目）：施設整備にかかる費用』

確認事項 過去の策定委員会と同様の項目に加えて、災害対策にかかる費用を加味し、新たに算出した費用の最大値と最小値から配点を算出し直すものとしてよい。

- ・複数委員より、異議なし。

⇒委員長より、施設整備にかかる費用における確認事項について、基準を仮に設定し、費用が算出された後に再度基準について妥当性を確認する。

『評価の指標（小項目）：土地の所有者数』

確認事項 7段階評価の基準の人数については、過去の策定委員会での考え方を変更せず、最新の登記簿を確認することで値を更新し、更新した値の最大値と最小値から7点から1点までの配点を算出し直すものとしてよい。

- ・複数委員より、異議なし。

⇒委員長より、土地の所有者数は事務局の確認事項のとおりに進めるとする。

『評価の指標（小項目）：災害リスク』

確認事項1 各災害リスクを一律マイナス1点とするのではなく、災害リスクに応じて、減点する点数を変更して評価してよい。

確認事項2 アクセス道路の災害リスクを含めて減点するか。

- ・委員より、災害リスクの評価の考え方について、例えば活断層の直上付近である場合、マイナス6点とあるが、施設を建設するにあたり、避けられない場合に減点するのか、それとも、活断層が敷地の一部にでもかかる場合に減点するのか。

⇒事務局より、災害リスクが敷地の一部にでもかかる場合に減点するのではなく、災害リスクを避けられない場合に減点するといった評価の考え方である。

- ・委員より、アクセス道路が一箇所しかない場合、災害時、クリーンセンターが機能していても、社会的役目を果たすことができないため、アクセス道路も評価する必要があると考える。また、アクセス道路に別ルートがあり、その別ルートを使用することで災害リスクを軽減できる場合、その影響度合いによって、アクセス道路を含めるかを判断すべき。
- ・委員より、アクセス道路を含めて災害リスクを評価することが妥当だと考える。災害リスクを評価するアクセス道路の区間については、あらかじめ決めておく方がよい。ただ、施設にアクセスする道路が複数あるなど、災害時に代替ルートがあるならば、減点する必要はない。

候補地の敷地内とアクセス道路ともに、同じ災害リスクがある場合はダブルカウントしない取り扱いとすべきである。

各災害リスクの減点点数については、事務局案に異議なし。

- ・委員より、アクセス道路の災害リスクの考え方について賛成である。

- ・委員より、アクセス道路はどこからどこまでを想定しているのか。

⇒事務局より、候補地ごとに考慮すべきアクセス道路の範囲は異なることが想定されるため、後日、事務局から示す。

- ・委員より、活断層の直上に施設を建設することは無謀だと考えるため、活断層の直上を完全に避けるような評価をした方がよい。

- ・委員より、災害リスクの評価の考え方に記載のある「活断層の直上付近」「活断層の300m以内」について、似通った表現であり、曖昧である。記載方法を変更すべきである。

⇒事務局より、明確な記載に変更する。

- ・委員より、浸水ランクについては、経済効率面による比較評価をするにあたり、災害対策にかかる費用に影響を与えると考える。災害リスクに応じて、対策費用が算定されるのであれば、経済効率面による比較評価において、評価することができる。災害リスクに応じた費用の算出が難しいのであれば、災害リスクにおいて評価する必要があるため、今後、どう評価していくか議論すべきである。

⇒委員長より、災害リスクにおける確認事項1について、事務局の確認事項1のとおりに進めるとする。

災害リスクにおける確認事項2について、アクセス道路の代替ルートがない場合、アクセス道路の災害リスクを評価し、候補地の敷地内とアクセス道路ともに同じ災害リスクがある場合はダブルカウントしないとする。

『評価の指標（小項目）：その他住民からの意見及び請願で指摘された事項』

確認事項1 重点眺望景観の眺望景観保全区域の該当数に応じて減点するか、該当数に関わらずマイナス1点とするか。

確認事項2 重点眺望景観の眺望景観保全区域の構成図上、明らかに大和郡山市の清掃センターがかかる場合にさらにマイナス1点とするか。

- ・委員より、確認事項2について、その程度の減点でよいのか疑問である。

- ・委員より、請願において、景観を気にする意見が多かったため、重点眺望景観の眺望景観保全区域の構成図上、明らかに大和郡山市の清掃センターがかかる場合、追加で減点すること

に賛成である。何点をマイナスにするかは、今後検討していけばよい。ただ、どの候補地も同じ基準で減点しなければ、公平でなくなってしまうため、このことを踏まえて検討していくべきである。

- ・委員より、我々は素晴らしいクリーンセンターを建設することを前提に考えているため、確認事項2について、重点的に考えなくてもよい。

⇒委員より、素晴らしいクリーンセンターが建設できると思うが、なぜ、公害調停申請人の会と公害調停を締結したのか。それは、嫌悪施設だからである。既に大和郡山市に嫌悪施設があるにも関わらず、さらに嫌悪施設を建設する意味を考える必要がある。

⇒委員長より、その他住民からの意見及び請願で指摘された事項における確認事項1について、重点眺望景観の眺望景観保全区域の該当数に応じて減点する。

その他住民からの意見及び請願で指摘された事項における確認事項2について、重点眺望景観の眺望景観保全区域の構成図上、明らかに大和郡山市の清掃センターがかかる場合にさらに減点するが、どの程度減点するかは次回以降に議論する。

- ・委員長より、各候補地の採点方法について、各委員が次回策定委員会までに各候補地を採点し、結果を事務局に集計してもらうか、事務局が採点し、策定委員会が内容の妥当性を判断するかという2つの方法があると思うが、どう進めていくか。
- ・委員より、今回の審議を経て、定量的な判断基準が作成できたため、誰が採点しようが、似た結果になると考える。そのため、事務局が採点するのはどうか。次回策定委員会で評価の根拠と合わせて、報告していただき、内容が妥当かを審議する方法がよいと考える。
- ・委員より、上記意見に賛成である。

⇒委員長より、各候補地の採点について、事務局が行うこととする。

【4 その他】

- ・委員長より、「奈良市新クリーンセンター建設用地の選定方法に関する事」について、市長から諮問されているが、どのような方法で答申をするか。
- ・委員より、候補地を一箇所に絞り込み答申するよりは、これまで検討してきた内容、評価基準等を付したうえで、複数候補地を答申するのがベストではないか。
- ・委員より、過去においても、複数候補地を市に答申したことがある。そのようにしてはどう

か。

- ・委員より、第67回策定委員会において、学校、病院等の敷地境界から300mの距離を取るについて、駐車場を敷地から省くとしたが、駐車場を敷地とした場合、候補地に影響はあったのか。

⇒事務局より、空き地の面積に差異はあるが、抽出される候補地に変わりはない。

以上

資 料

1. 次第
2. 会場配席図
3. 委員名簿
4. 追加の検討条件の確認について
5. 追加検討箇所の確認について
6. 候補地の比較評価基準（案）